

平成20年 2月25日

障害者自立支援対策臨時特例 交付金に関するQ & A (追加分5)

○障害者自立支援基盤整備事業

Q 1 生産事業のための備品を対象としてよいか。

- A 1 障害者自立支援基盤整備事業において、生産事業を行うための備品設備を購入する場合について、補助対象として差し支えない。その際、障害者就労訓練設備等整備事業とのイコールフットィングの観点から、補助額を500万円以内とされたい。
なお、上記取扱いが原則として新体系に移行後の施設を対象とする。

<障害福祉課福祉財政係>

○地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業

Q 2 「地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業」について、その補助単価については、1障害保健福祉圏域あたり 1, 500千円以内とされているが、地域によっては複数の事業所で実施することが有効に機能することが考えられるが、事業所ごとの単価とすることは可能か。

- A 2 標記の事業については、地域移行による地域での生活を現実なものとしていくため、施設が地域の拠点機能として、地域住民の理解や支援力を高め、地域における障害者等の受け入れ体制の整備を図ることを目的としていることから、その目的を達成するために必要不可欠と考えられる場合には、県内の施設の設置状況や当該事業に係るニーズ等を勘案し、例外的に同一圏域内の複数の施設に事業を委託することも可能とする。
なお、その場合の委託等に係る単価については、それぞれの施設に対して、1, 500千円を限度に支出しても差し支えないこととする。

<地域生活支援室地域生活支援事業係>